

2018年3月9日付子会社の株式譲渡に係る公告に関するお知らせ

当社は、当社を売主、株式会社 Pangea（本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階）を買主として、当社の連結子会社である東芝メモリ株式会社（本店所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号）の全株式（以下「本株式」といいます。）を譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）することとし、会社法第469条第3項及び第4項に従い、2018年3月9日付「子会社の株式譲渡に係る公告」において、本株式譲渡をする旨、及び、株主様が同法第469条第1項に基づく株式買取請求をされる場合の手続を、株主様宛に公告しております。

このたび、本株式譲渡について、直近の本株式の帳簿価額を精査し、総資産額の算定基準日（会社法施行規則第134条第1項に定義されます。）として本株式譲渡に係る契約に定められた2017年10月31日時点の当社の総資産の額と照合いたしましたところ、本株式譲渡が会社法第467条第1項第2号の2イの要件に該当せず、同法第468条第1項に定める「事業譲渡等」に該当しない見通しであることが判明いたしました。本株式譲渡が「事業譲渡等」に該当しないこととなる場合、上記公告の記載にかかわらず、同法第469条第1項に基づく株式買取請求権は認められないと考えております。

以 上